令和元年台風第15号・第19号住宅被害対策区市町村支援事業補助金交付要綱

31住住民第1199号
令和元年12月20日

（目的）

第１条　この要綱は、令和元年台風第15号又は第19号により被害を受けた被災者の住宅の安全と生活の安定の確保を図るため、区市町村が令和元年台風第15号・第19号により被害を受けた住宅の補修工事を行う者に対して補助金を交付する事業を行う場合において、東京都が当該区市町村に交付する補助金について必要な事項を定めることを目的とする。

（通則）

第２条　令和元年台風第15号・第19号住宅被害対策区市町村支援事業に係る都の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 区市町村補助事業　区市町村が被災住宅の補修工事を行う者に対して(4)に規定する工事の費用の全部又は一部を補助する事業

(2) 被災住宅　令和元年台風第15号又は第19号により被害を受けた都内に存する貸家を除く住家（当該住家が集合住宅の場合は、専有部分をいう。）のうち、一部損壊住家であるもの

(3) 一部損壊住家　区市町村が行う住家の被害認定において、住家の損害割合が20%未満として認定された住家

(4) 補修工事　被災住宅における令和元年台風第15号又は第19号による被害を補修する工事及びこれに附帯する工事で、次のア又はイに掲げる台風の区分に応じ、当該ア又はイに定める日以降に着手したものとする。

ア　令和元年台風第15号　令和元年９月９日

イ　令和元年台風第19号　令和元年10月13日

(5) 補修工事に要する経費　屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施される補修工事にかかる費用

なお、補修工事の範囲及び基本的考え方は「令和元年台風第19号における住宅の応急修理実施要領（令和元年11月８日決定）」の２の規定によるものとする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、前条(1)に規定する区市町村補助事業とする。ただし、都が行う他の事業において補助の対象とされていないものに限る。

なお、令和元年台風第15号又は第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用を受けた区市町村の区域（以下「法適用区域」という。）以外の区域においては、第７条の補助金の交付申請の時点で補修工事に要する経費の代金が施工業者に支払われているか否かにかかわらず、補助対象事業とする。また、法適用区域においては、住家の損害割合が10%未満である場合は、上記と同様に代金が施工業者に支払われているか否かにかかわらず補助対象事業とするほか、同割合が10%以上20%未満である場合において、第７条の補助金の交付申請の時点で補修工事に要する経費の代金が支払済みであるために、国庫負担による応急修理の対象とならないときも補助対象事業とする。

（補助対象者）

第５条　補助金の交付対象となる者は、区市町村補助事業を行う区市町村とする。

（補助金の交付額等）

第６条　補助金の交付額は、被災住宅１戸（１戸の被災住宅に２以上の世帯が居住する場合も１戸とする。）につき、次の各号のいずれか低い額（千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）とし、かつ予算の範囲内の額とする。

(1) 区市町村補助事業により補修工事に要する経費に対して区市町村が補助する金額（ただし、令和２年３月 31 日までに完了する補修工事に対するものに限り、当該補助の額が補修工事に要する経費の２分の１を超える場合は、当該経費の２分の１の額とみなす。）の２分の１

(2) 15 万円

２　前項(1)の区市町村が補助する金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

３　第１項(1)の規定の補助金の交付額を算定する際、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年３月 26 日付制定）の規定による交付金が区市町村補助事業に関して交付される場合は、その額を区市町村が補助する金額から除いて同号の金額を計算する。

４　補助金の交付は、令和２年３月 31 日までに完了する補修工事を行う被災住宅１戸につき、１回に限るものとする。

（補助金の交付申請及び申請期限）

第７条　この要綱に基づく補助を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第２号様式）

(2) 区市町村補助事業に関する規程の写し

(3) 区市町村補助事業に関する歳入歳出予算書(見込書)(抄本)
(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)
第8条　知事は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)
第9条　前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、この補助金の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書の受領後14日以内に補助金交付申請を撤回することができる。

(交付決定の変更)
第10条　補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに補助金交付決定変更申請書(別記第4号様式)に、次に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。
(1) 事業計画書(別記第2号様式)
(2) 区市町村補助事業に関する規程の写し
(3) その他知事が必要と認める書類
2　前項のただし書に規定する軽微なものとは、補助金の交付決定額を超えない範囲での補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更とする。
3　知事は、第1項の規定による変更申請を適当と認めるときは当該変更を承認し、補助金交付決定変更通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知し、適当と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、補助金交付決定変更不承認通知書(別記第6号様式)により補助事業者にその旨通知する。

(中止又は廃止の承認)
第11条　補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。
2　知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認することを決定する場合は中止・廃止承認書(別記第8号様式)により、承認しないことを決定した場合は中止・廃止不承認通知書(別記第9号様式)により、補助事業者にその旨を通知するものとする。
3　補助事業者は、前項の規定により補助事業の中止を承認された場合であって、当該補

助事業を再開するときは、再開通知書（別記第10号様式）により、知事に対し通知しなければならない。

（状況報告）

第12条　知事は、必要に応じ、補助事業者に対し期限を定めて区市町村補助事業の状況について報告を求めることができる。

2　前項の報告は、実施状況報告書（別記第11号様式）により行わせるものとする。

（実績報告書）

第13条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助金実績報告書（別記第12号様式）に次に定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 事業実績書（別記第2号様式）

(2) 補助金額実績額算出内訳書（別記第13号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

2　前項の規定は、第11条第2項の規定により廃止の承認を受けた場合について準用する。

（補助金の額の確定）

第14条　知事は、前条の規定により補助金実績報告書の提出を受けた場合で、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る区市町村補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第14号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2　補助金の額の確定は、第8条の規定により交付決定をした額（第10条第3項の規定により交付決定の変更をした場合は、当該変更後の額）の範囲内で行うものとする。

（補助金の交付）

第15条　知事は、前条の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第15号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条　知事は、補助事業者が次の(1)から(8)までの一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により区市町村補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付を受けたとき。

(3) 第11条の規定により区市町村補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(5) 区市町村補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。

(6) 交付すべき補助金の額が第８条の規定による交付決定に係る補助金の額（第10条の規定により交付決定の変更をした場合は、当該変更後の額）に達しないとき。

(7) 第８条の規定による補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件（第10条の規定により変更した内容又はこれに付した条件である場合を含む。）その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

(8) 事業内容、事情の変更等により補助金の額が減額することとなったとき。

２　前項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

３　第１項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金取消決定通知書（別記第16号様式）により、速やかに補助事業者にその旨を通知する。

（補助金の返還）

第17条　知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　知事は、消費税及び地方消費税相当額に対して補助金を交付した場合、補助事業完了後に施行者がその経費について仕入税額控除を行っているかを調査し、補助金の交付の対象となる経費が減額しているときは、当該金額について、返還手続を行なうものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第18条　第16条の規定による交付決定の取消しに係る補助金の返還については、次の(1)から(4)までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第16条第１項の(2)、(4)又は(7)に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。

(1) 違約加算金（100円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算する。

(2) (1)の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当するものとする。

(3) 知事は、補助事業者が、前条の規定により補助金の返還命令を受け、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未

納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

(4) (3)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（指導監督等）

第19条　知事は、事業の円滑な遂行を図るため必要があるときは、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業者に対し指示をし、又は事業の内容について調査することができるものとする。

（補助事業の帳簿等の作成及び保管）

第20条　補助事業者は、補助事業に関わる収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業の終了後５年間保管しなければならない。

附　則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。